

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (カネ地日) (注3)	署 名 者	告示番 号 (注4)
ガンビア	気候変動による自然災害対応能力向上計画に関する力向上計画のための贈与に関する日本国政府とガンビア共和国政府との間の交換公文	気候変動による自然災害対応能力向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	500,000千円 H22. 3.31まで	H22. 3.18 ダカール (セネガル)で (同日)	日本側 齊藤隆志在ガンビ ア大使 (セネガルにて兼 轄) ガンビア側 ジブリル・セ ン・ジュニア在セネガ ル	H22. 4. 9 191号
ガンビア	食糧援助に関する日本国政府とガンビア共和国政府との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入	560,000千円 H23. 3.31まで	H22. 3.18 ダカール (セネガル)で (同日)	日本側 齊藤隆志在ガンビ ア大使 (セネガルにて兼 轄) ガンビア側 ジブリル・セ ン・ジュニア在セネガ ル	H22. 4. 9 192号
ガンビア	第三次地方飲料水供給計画のため の贈与に関する日本国政府と ガンビア共和国政府との間の 交換公文	第三次地方飲料水供給計画を実施するために必要な生 産物及び役務の購入	897,000千円 H26. 2.28まで	H22. 3.18 ダカール (セネガル)で (同日)	日本側 齊藤隆志在ガンビ ア大使 (セネガルにて兼 轄) ガンビア側 ジブリル・セ ン・ジュニア在セネガ ル	H22. 4. 9 193号
ガンビア	貧困農民支援に関する日本国政 府とガンビア共和国政府との間 の交換公文	貧困農民への支援に力点を置いた食糧生産の増大に寄 与するために必要な生産物及び役務の購入	230,000千円 H23. 3.31まで	H22. 3.18 ダカール (セネガル)で (同日)	日本側 齊藤隆志在ガンビ ア大使 (セネガルにて兼 轄) ガンビア側 ジブリル・セ ン・ジュニア在セネガ ル	H22. 4. 9 194号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。